

■【トピックス】

なでしこ優勝、その後！



なかなか辞めない菅総理がいよいよ本当に辞めそうですね。次はだれがなっても、復旧・復興と経済の立て直しに尽力してほしいですね。

政治の世界とは、反対にスポーツの世界では、「なでしこ」が相変わらずひっぱりだこです。

ここに来てようやくスポンサーも付き出しました。まだまだ男子とは差がありますが、少しでも環境が良くなって、来年のオリンピックでも活躍してくれるとうれしいですね。

■【ビジネス・アイ】

第三者個人連帯保証

社長 「銀行からの借入れの保証人なんだけど、女房から息子に変更しようと思うんだよ」

花野 「そうですね。ご息も専務になられたことで、会社の経営に責任を持つという点ではいいかもしれませんね」

社長 「身内で保証人を変更するので銀行も文句は言わないと思うけど。個人事業の時には、銀行から第三者の保証人を求められてホントに大変だったよ。保証人には絶対に迷惑をかけられないから必死だったけどね」

花野 「身内以外に保証人をお願いするのは、難しいですね。もし事業が失敗したら、お願いした人も破産させることになりかねないですからね」

社長 「そうなんだよね」

花野 「でも社長、これからは銀行から第三者の連帯保証人を求められることはなくなりますよ」

社長 「そうなの？ どうして」

花野 「金融庁が金融機関を監督するための指針が7月に改定されて、これからは原則として第三者の個人連帯保証は請求してはいけないことになったんですよ」

社長 「そうなんだ。それはいいことだね。経営に直接関係ない人に連帯保証をさせるなんておかしいよね」

花野 「ほんとに、そうですね。金融庁もこれからは経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めない融資慣行を確立するといっています」

■【今月のキーワード】

金融庁監督指針

監督指針は、行政庁内の職員向けの手引書です。その内容は、監督事務の基本的な考え方、監督上の評価項目、事務処理上の留意事項について、体系的に整理し、必要な情報を集約したものです。

監督される金融機関も実質的には、この監督指針に拘束されることとなります。

金融庁が出している監督指針には、数種類のものがありますが、そのうち「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」が7月に改定され、第三者の個人連帯保証が実質禁止されました。

■【今月の1冊】

『日本一のクレマー地帯で働く日本一の支配人』

三輪 康子 著

ダイヤモンド社 ¥1429

ヤクザがたむろするホテルに果敢に挑む女性支配人、いつしか“歌舞伎町のジャンヌ・ダルク”と呼ばれるようになりました。

そこには、「覚悟」と「愛」があります。従業員を守るために命を張る女サムライがいます。

日本刀を振りかざして向かってくるヤクザに対して一歩前に入る勇気に脱帽です。



■【編集後記】

お盆の石垣島の話は、湯水です。7月の台風は、風だけで雨はなかったようですね。私が滞在した島の北側は、湧水が豊富で問題ありませんでしたが。

ダイビングで見た海の中は、悲しいですがオニヒトデの害で珊瑚が壊滅的でしたね。

『NEWS LETTER』 vol. 54 (毎月1日発行)

●定価：2,400円/年 ●発行日：2011.9.1 ●発行人：花野康成

●編集・発行：有限会社ビジネス・インスパイア

〒460-0003 名古屋市中区錦3丁目1番30号錦マルエムビル5F

TEL.052-205-6361 FAX.052-204-8808

<http://homepage3.nifty.com/binspire/>